

大井町合併処理浄化槽設置整備事業補助金 申請手続きの流れ

1 「補助金交付申請書」(第1号様式) の提出

【申請者から生活環境課へ】

- ・生活環境課に直接持参してください。
※郵送、FAX、電子メール不可。代理人可。
- ・予算額の範囲内にて補助金の交付を行います。
- ・着工の2週間前を目途に提出してください。

《添付書類》

- (1) 審査機関を経過した浄化槽設置届出書の写し
- (2) 浄化槽設置場所の案内図
- (3) 浄化槽を設置する敷地平面図及び配管図
- (4) 登録浄化槽管理票 C 票及び登録証の写し
- (5) 賃貸人の承諾書(土地又は住居等を借りている者に限る。)
- (6) 設置に係る見積書及び工事請負契約書の写し
- (7) 撤去費に係る見積書
- (8) 宅内配管費に係る見積書
- (9) 町税等を完納していることを証する書類又は町税等状況確認同意書
- (10) その他町長が必要と認める書類

2 書類審査

【生活環境課】

- ・書類内容等の審査を行います。

3 「補助金交付(不交付)決定通知書」(第2号様式) の送付

【生活環境課から申請者本人へ】

【申請者】

- ・「補助金交付決定通知書」を受けてから工事に着手をしてください。
- ・工事の際に、施工前・施工中・施工後、くみ取り式便槽又は単独処理浄化槽の撤去の状況の写真を必ず撮影してください。
- ・工事完了後、速やかに「実績報告書」を提出してください。

4 「実績報告書」(第4号様式)の提出

【申請者から生活環境課へ】

・「実績報告書」の提出期限は、その年度の3月31日です。提出期限を超えた場合は、補助金の交付ができません。

《添付書類》

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し又は合併処理浄化槽を適正に管理できることを証明する書類
- (2) 法定検査(法第7条第1項及び法第11条第1項(初回))の手数料受領証の写し
- (3) 施工状況写真(施工前・施工中・施工後、くみ取り式便槽又は単独処理浄化槽の撤去の状況)
- (4) 請求書又は領収書の写し(本体設置、宅内配管、撤去の内訳が分かる見積書等を添付)
- (5) 浄化槽設備士によるチェックリスト(様式任意)
- (6) その他町長が必要と認める書類

5 書類審査

【生活環境課】

・提出書類や写真等を確認し、適切に工事が遂行されたか審査を行います。

6 「補助金交付確定通知書」(第5号様式)の送付

【生活環境課から申請者本人へ】

・補助金交付額確定通知書を送付

【申請者から生活環境課へ】

・「補助金交付確定通知書」を受取ってから、「補助金交付請求書」(第6号様式)を提出してください。

7 「合併処理浄化槽設置整備費補助金」の交付